

令和5年度就学資金対象者募集案内
(鍼灸師養成施設入学等便宜措置希望者)
(日本語版)

令和4年11月1日
公益財団法人 中国残留孤児援護基金

日本に帰国した中国残留邦人及び樺太残留邦人本人並びにその子弟等が日本社会で自立するため、必要な知識及び技能を修得しようとして、鍼灸師養成施設に入学を希望する者に対し、次により資金を貸与します。

1. 対象者

次の条件に全て該当する者

- (1) 日本への帰国後年数が申請時において原則として10年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人本人、その配偶者、二世及び三世並びにそれぞれの配偶者であること。
- (2) 中国において医療に従事していた者であること。
- (3) 大学入学資格を有している者であること。
- (4) 日本語会話が十分可能な者であること。
- (5) 養成施設入学から、就学期間満了までの自己の健康管理ができる者であること。
- (6) 原則として、就学期間満了時の年齢が60歳未満の者であること。
- (7) 貸付対象者の属する世帯の前年所得額(控除額を除いた額)が、家族一人あたり150万円以内であること。

2. 募集人員 4名

3. 選考基準

上記、1の条件を満たす者で帰国後短期間において自立を目指して努力している者。

4. 就学資金の貸与額

入学資金 入学時 50万円以内
就学資金 月額 3万円以内

5. 貸与期間

原則として入学時から卒業時まで貸与します。

6. 申請手続及び申請締切

所定の申請書に必要書類を添付し、令和4年12月15日(木)までに当基金に必着するよう申込むこと。

【申込み時に提出する書類】

(1) 就学資金貸与申請書(鍼灸特・措)

申請書は必ず就学する本人が自筆し、連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が自筆して下さい。

- (2) 履歴書(中国での就学については小学、中学及び高等学校の入学年月日並びに卒業年月日を記載すること)
- (3) 前記履歴書の就学期間を証明することができる書類
- (4) 中国において医療に従事していたことを証明することができる書類
- (5) 日本語を学習した機関の発行する成績証明書
- (6) 申請世帯及び連帯保証人の課税証明書又はこれに代わる所得を証明できる書類(生活保護受給世帯の場合は、生活保護証明書が必要です。)
- (7) 対象者であることを証明できる書類(残留邦人本人と一緒に帰国した者は、自立支度金の支給決定通知書、永住帰国者証明書のいずれかのうちのコピーで結構です。呼び寄せで帰国した者は、残留邦人の自立支度金の支給決定通知書、残留邦人との親族関係公証書等のコピー、申請者本人の来日年月日を証明するもの、住民票、日本国籍の方は戸籍謄本)。

(8) 健康診断書

7. 決定又は内定

申請書類、筆記試験及び面接(又は電話)により審査を行い結果を本人あてに通知する。

8. 受験日及び受験施設

当援護基金の就学援助決定(又は内定)者に対して、東洋療法学校協会が指定された養成施設を受験する。

9. 貸与手続

決定通知又は内定通知を受けた者は、契約書その他の書類を提出しなければならない。

10. 就学資金の返還

卒業(修了)後、下記「就学資金返還年数、年額算出表」のとおりとします。ただし、無利子とする。

就学資金返還年数、年額算出表

貸付金額	年間返還金額(目途)	最長返還年数
680,000円以下	85,000円	8年間
690,000円～1,000,000円	86,250円～125,000円	8年間
1,010,000円～1,580,000円	87,300円～122,000円	13年間

11. その他

- (1) 生活保護受給世帯の場合、本人は生活保護の対象から外れることがあります。
- (2) 養成施設等で使用する教材の購入費は自己負担です。

〈募集案内についての問い合わせ先〉

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

住所 〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町1-6-8

Imas Works Bakurocho 4階

TEL 03-6667-0552

FAX 03-6667-0553

Email: kashitsuke@engokikin.or.jp

令和5年度就学资金对象者募集概要
(希望进入特殊照顾的针灸师培训设施等的入学者)
(中文版)

令和4年11月1日
公益财团法人 中国残留孤儿援护基金

回到日本的遗华日本人及遗留库页岛的日本人本人及他们的子女等,为了能够在日本社会自立,想要学习必要的知识和技能,对希望进入培训针灸师学校学习者,可以按下列条件给以就学资金的贷款。

1. 募集对象

(必须完全符合下列条件者)

- (1) 原则上,在申请时应该是回到日本定居不满10年的遗华日本人及遗留库页岛的日本人本人及其配偶、二代和三代及他们的配偶。
- (2) 在中国曾经从事过医疗工作的人。
- (3) 有能够进入大学入学资格的人。
- (4) 具有一定的日语会话能力的人。
- (5) 能够对自己从进入培训设施开始,到学习期满为止期间的健康管理。
- (6) 原则上规定,在学习结束时的年龄要不满60岁的人。
- (7) 贷款者所有家属的去年所得额(即:除了扣除额所剩的金额),每一位家庭成员的年平均额应该在150万日元以内。

2. 募集人数 4名

3. 选拔标准

符合上述第1项所有条件,在回国后较短的时间内以自立为努力目标的人。

4. 就学资金的贷款额

入学资金 入学时 50万日元以内
就学资金 月 额 3万日元以内

5. 贷款期限

原则上是从入学时开始,到毕业时为止。

6. 申请手续及申请截止日期

请将所规定的申请书及必要的材料备齐以后,必须在令和4年12月15日(星期四)之前,提交到本援护基金。

【申请时需要提交的材料】

(1) 就学资金贷款申请书(针灸特·措)

申请书必须由就学本人亲自填写。连带保证人的栏目,也应该由连带保证人本人亲自填写。

(2) 履历书(写清楚在中国的小学、中学至高中的各个阶段入学及毕业的年月日。)

(3) 能够证明上述履历书上的就学期间的毕业证明书。

(4) 在中国曾经从事过医疗工作的职业证明书。

(5) 由曾经学习过日语的学校所发行的日语成绩证明书。

(6) 申请家庭成员及连带保证人的纳税证明书或能够代替所得收入的证明材料。(接受生活保护的家庭,请提交接受生活保护的证明书)

(7) 能够证明本人是符合募集对象的材料(同遗华日本人本人一起回国的人,要提交「自立准备金的支給决定通知书」或「永住回国者证明书」的其中的某一件的复印件。由遗华日本人回国以后,再办理召集来日本的人,要提交遗华日本人的「自立准备金的支給决定通知书」、以及同遗华日本人本人的亲属关系公证书等的复印件或者其他能够证明申请者本人回国年月日的证明、住民票,日本国籍的人需要提交「户籍副本」。)

(8) 健康诊断书。

7. 决定或者内定

根据提交的申请材料、笔试及面试(或电话)进行审查,其结果将直接通知本人。

8. 考试日期及考试部门

本援护基金已经决定的(或内定的)就学援助对象者,由东洋疗法学校协会在指定的培训设施进行考试。

9. 贷款的手续

收到决定通知或内定通知的人,还需要提交契约书等其他材料。

10. 就学资金的还款

毕业(结业)以后,要按着下面「就学资金还款年数、年额计算表」还清。但是无利息。

就学资金还款年数、年额计算表

贷款金额	每年还款金额(目标)	最长还款年数
680,000日元以下	85,000日元	8年
690,000日元~1,000,000日元	86,250日元~125,000日元	8年
1,010,000日元~1,580,000日元	87,300日元~122,000日元	13年

11. 其他

(1) 接受生活保护的家庭,其本人可能不再成为生活保护的對象。

(2) 在培训设施等所使用的教材的购买费要自己负担。

募集咨询处

公益财团法人 中国残留孤儿援护基金

地 址 邮编103-0002

东京都中央区日本桥马喰町1-6-8

Imasu Works Bakurocho 4楼

电话号码 03-6667-0552

传真号码 03-6667-0553

Email: kashitsuke@engokikin.or.jp

令和5年度就学資金対象者募集案内 (日本語版)

令和4年11月1日
公益財団法人 中国残留孤児援護基金

I 趣 旨

日本に帰国した中国残留邦人及び樺太残留邦人の子弟等が日本社会で自立するため、必要な知識及び技能を修得しようとして、大学及び専修学校等での就学が中国残留邦人及び樺太残留邦人世帯の自立に役立つと認められ、かつ、学費の支弁が困難な場合に就学に必要な資金を貸与します。

II 対象者

1. 全員に共通する条件

- (1) 令和5年4月に入学する方、または在学中の方。
- (2) 貸付対象者が属する世帯の前年所得額(控除額を除いた額)が、家族一人あたり130万円以下の方。

2. 就学先別の条件

一 大学を希望する方 一

日本への帰国後年数が申請時において原則として10年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人の子及び孫である方。

一 専修学校、看護師養成所その他の養成施設等(以下「専修学校等」という。)を希望する方 一

- (1) 卒業後、就職に役立てるための技術、技能または資格を修得することが可能であると理事長が認める場合。
- (2) 日本への帰国後年数が申請時において原則として10年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人の子及び孫とその配偶者である方。

一 日本語教育機関を希望する方 一

日本に帰国した中国残留邦人等の子、孫のうち、日本への帰国定着後の経過年数が3年以内であって、大学又は専修学校の専門課程に進学を志望し、前もって大学受験と同等レベルの日本語を習得する教育機関へ入学する方。
※いずれの場合も日本国内の就学先に限る。

III 募集人員

1. 大学・専修学校等 合わせて 10数名程度
2. 日本語教育機関 若干名
3. 就学資金の種類及び貸与額

区 分	大 学	専修学校等	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円以内	入学時 50万円以内	—
就学資金	月 額 4万円以内	月 額 4万円以内	年 額 55万円以内

4. 貸与期間

- (1) 原則として入学時から卒業時まで貸与します。在学生の場合は令和5年4月からです。
- (2) 日本語教育機関については、令和5年4月の入学時から令和6年3月の修了まで貸与します。

5. 申請手続及び申請締切

所定の申請書に必要書類を添付し、令和5年1月31日(火)までに当基金に必着するよう提出して下さい。

【申込み時に提出する書類】

- (1) 就学資金貸与申請書(連帯保証人になれるのは一定の収入のある方です。)
申請書は必ず就学する本人が自筆し、親権者、連帯保証人欄はそれぞれ親権者、連帯保証人本人が自筆して下さい。
- (2) 申請世帯及び連帯保証人の課税証明書又はこれに代わる所得を証明できる書類。(生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書が必要です。)
- (3) 対象者であることを証明できる書類(残留邦人本人と一緒に帰国した者は、自立支度金の支給決定通知書、永住帰国者証明書のいずれかのうちのコピーで結構です。呼び寄せで帰国した者は、残留邦人の自立支度金の支給決定通知書、残留邦人との親族関係公証書等のコピー、申請者本人の来日年月日を証明するもの、住民票、日本国籍の方は戸籍謄本)。
- (4) 入学する予定学校の案内書(学校名、学部、学科、入学金、授業料の部分だけで結構です。)

6. 決定

申請書類により審査を行います。(必要に応じ面接を行います。)

審査が通過したら入学(在学)を確認し、当基金から決定通知をお送りします。(内定通知が必要な方には内定通知を発行します。)

7. 貸与手続

決定通知又は内定通知を受けた方は、就学資金の返還を行うことの契約書、その他の書類を提出して下さい。

8. 返還の方法

卒業(修了)後、「中国帰国者等就学資金貸与細則」第8条に定めるとおり(下記「就学資金返還年数、年額算出表」とします。ただし、無利子とする。

就学資金返還年数、年額算出表

貸付金額	年間返還金額(目安)	最長返還年数
360,000円以下	45,000円	8年間
370,000円～500,000円	46,250円～62,500円	
510,000円～1,000,000円	63,750円～125,000円	
1,010,000円～2,000,000円	77,700円～154,000円	13年間
2,010,000円以上	155,000円以上	13年間

9. その他

生活保護受給世帯の方で大学及び専修学校等に就学する場合、その方は生活保護の対象から外れることがあります。

<募集案内についての問い合わせ先>

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
住 所 〒103-0002
東京都中央区日本橋馬喰町1-6-8
Imasu Works Bakurocho 4階
TEL 03-6667-0552
FAX 03-6667-0553
Email: kashitsuke@engokikin.or.jp

令和5年度就学资金对象者募集概要 (中文版)

令和4年11月1日
公益财团法人 中国残留孤儿援护基金

I 宗旨

回到日本的遗华日本人及遗留库页岛日本人的子女等，为了在日本社会自立，有必要学习和掌握一定的知识或技能，在大学及专科学校等就学的、被认为对遗华日本人及遗留库页岛日本人家庭的自立有意义，并且，在支付学费有困难的情况下，借给必要的就学资金。

II 募集对象

1. 对全体募集者所要求的共同条件

- (1) 在令和5年4月入学的学生、或者在校学习中的学生。
- (2) 贷款申请者家庭成员的去年所得额(即：扣除以后所剩的金额)，每一位家庭成员的年平均额在130万日元以内的学生。

2. 对不同学校所要求的个别条件

— 希望进入大学的各位 —

原则上，在申请时应该是回到日本定居不满10年的遗华日本人及遗留库页岛的日本人的子女和孙子女的各位。

— 希望进入专科学校、培养护师的学校及其他培养设施等(以下称「专科学校等」)的各位 —

- (1) 在毕业以后，理事长认为，凭借所学到的技术、技能及所取得的资格对就职能够起到一定的作用的情况下。
- (2) 在申请时应该是回到日本定居不满10年的遗华日本人及遗留库页岛的日本人的子女、孙子女和他们配偶的各位。

— 希望进入日语教育机关的各位 —

回到日本的遗华日本人等的子女和孙子女中，在日本定居以后，已经度过的年限不满三年，将来有进入大学或专科学校学习专科课程的志向者，想事先进入与该大学的考试有同等水平的日语教育机关学习日语的各位。

※在以上各种情况下，仅限于在日本国内就学的人。

III 募集人数

1. 大学・专科学校等的相加和为 10名以上
2. 日语教育机关 若干名

3. 就学资金的种类及贷款额

区 分	大 学	专科学校等	日语教育机关
入学资金	入学时 30万日元以内	入学时 50万日元以内	—
就学资金	月 额 4万日元以内	月 额 4万日元以内	年 额 55万日元以内

4. 贷款期限

- (1) 原则上从入学时开始到毕业时为止。如果是在校生的时候，要从令和5年4月开始。
- (2) 对于进入日语机关学习的人，是从令和5年4月入学时开始至令和6年3月末学习结束为止。

5. 申请手续及申请截止日期

请将所规定的申请书及必要的材料备齐以后，必须在令和5年1月31日(星期二)之前，提交到本基金。

【申请时需要提交的材料】

- (1) 就学资金贷款申请书(连带保证人是必须要有一定收入的人。)申请书必须由就学本人亲自填写，父母亲和连带保证人的栏目，也应该由父母亲和连带保证人亲自填写。
- (2) 申请家庭成员及连带保证人的纳税证明书或能够代替所得收入的证明材料。(接受生活保护的家庭，请提交接受生活保护的证明书)
- (3) 能够证明本人是符合募集对象的材料(同遗华日本人本人一起回国的人，要提交「自立准备金的支給决定通知书」或「永住回国者证明书」的其中的某一件的复印件。由遗华日本人回国以后，再办理召集来日本的人，要提交遗华日本人的「自立准备金的支給决定通知书」、以及同遗华日本人本人的亲属关系公证书等的复印件或者其他能够证明申请者本人的回国年月日、住民票，日本国籍的人需要提交「户籍副本」。)
- (4) 预定将要升入的学校的内容介绍书(即写有学校名、学部、学科、入学金、学费的部分。)

6. 决定

根据申请材料要进行审查(必要时可能要面试)。

如果通过了审查并确认升学(在学)以后，由本基金直接给本人邮送决定通知(对需要内定通知的人，可以发行内定通知)。

7. 贷款手续

收到决定通知或内定通知的人，要办理和提交就学资金返还的契约书及其他相关的材料。

8. 还款的方法

毕业(结业)以后，要按着「中国归国者等就学资金贷款细则」第8条规定的(如下面「就学资金还款年数、年额计算表」)还清。是无利息的。

就学资金还款年数、年额计算表

贷款金额	每年还款金额(目标)	最长还款年数
360,000日元以下	45,000日元	8年
370,000日元~500,000日元	46,250日元~62,500日元	
510,000日元~1,000,000日元	63,750日元~125,000日元	
1,010,000日元~2,000,000日元	77,700日元~154,000日元	13年
2,010,000日元以上	155,000日元以上	13年

9. 其他

接受生活保护家庭的人，想进入大学或专科学校等学习时，其本人可能不再成为生活保护的對象。

募集咨询处

公益财团法人 中国残留孤儿援护基金
地 址 邮政编码 103-0002
东京都中央区日本桥马喰町1-6-8
Imas Works Bakurocho 4楼
电话号码 03-6667-0552
传真号码 03-6667-0553
Email: kashitsuke@engokikin.or.jp